

特定事業所集中減算における正当な理由の範囲について

平成30年8月28日

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以降「留意事項」という。）において、特定事業所集中減算の事務取扱を示していますが、留意事項中「10（4）⑥その他正当な理由と市町村長が認めた場合。」について、次のとおり取り扱うこととする。

なお、以下の項目に該当することのみをもって正当な理由と認めるものではなく、市に対し説明可能な特殊事情がある場合については、個別に判断することとする。

- 1 市に訪問介護サービス等を開設している法人が各サービス毎でみた場合に1法人で、かつ、その法人が紹介率最高法人である場合に、市に居住する利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。
- 2 通所サービスにおいて、居宅から路程で3キロメートル以内に紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス事業所以外に当該サービスを提供する事業所が所在しない利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービスの計画件数が10件以下になる場合。
※通所サービスとは、通所介護、地域密着型通所介護をさす。（5において同じ）
- 3 割引の届出を行っていることにより、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内で最もサービス利用料が安くなっていることにより集中した場合。
- 4 訪問介護における移送サービス（通院介助、通院等乗降介助等）を行う際の運賃、又は福祉用具貸与における取扱件数の上位1品目の貸与価格が居宅介護支援事業所の通常の事業実施内で最も安いことにより集中した場合。
- 5 通所サービス事業所において年中無休365日営業、又は他事業所が営業していない日に営業していることにより集中した場合。
- 6 判定期間内中に他の居宅介護支援事業所の休止・廃止又は事業規模縮小により引き受けることとなった居宅サービス計画件数を除外すると他の正当な理由に該当する場合。
なお、これに該当するときは引き受け元の居宅介護支援事業所名及び引き受け件数を

理由に明記すること。

- 7 激甚災害に指定されるなど大規模な災害の発生に伴い、避難を余儀なくされた者の受け入れにより、特定の事業所に集中したと認められる場合であって、かつ、避難者について位置づけた居宅サービス計画を除外して計算すると、80%以下となる場合。
- 8 利用者の居住する地域において、各サービス毎にサービスを提供している事業所が1事業所のみとなる場合、その地域の利用者を除外して再計算を行うと当該紹介率最高法人の割合が80%以下になるか、除外後の各サービス計画件数が10件以下になる場合。